公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案

く背景>

○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争○現場の担い手不足、若年入職者減少○発注者のマンパワー不足○地域の維持管理体制への懸念○受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイント [:目的と基本理念の追加

- 〇目的に、以下を追加
 - ・現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 〇基本理念として、以下を追加
 - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
 - ・適切な点検・診断・維持・修繕等の<u>維持管理の実施</u>
 - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮 · ダンピング受注の防止
 - ・<u>下請契約を含む</u>請負契約の適正化と公共工事に従事する者の<u>賃金、安全衛生</u> 等の労働環境改善
 - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念に のっとり発注を実施

- 〇<u>担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保</u>できるよう、市場に おける労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した<u>予定価格の適</u> 正な設定
- 〇不調、不落の場合等における見積り徴収
- ○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 〇<u>計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更</u>
- 〇発注者間の連携の推進 等

・最新単価や実態を反映し

た予定価格

・歩切りの根絶

<u>・ダンピング受注の防止</u> 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- ○<u>技術提案交渉方式</u> →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 〇段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う)

→受発注者の事務負担軽減

- ○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元に明るい中小業者等による安定受注
- 〇若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- ○国と地方公共団体が相互に<u>緊密な連携</u>を図りながら協力
- ○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の<u>運用指針を策定</u>